○西東京市立学校施設使用条例

西東京市立学校施設使用条例

平成13年1月21日 条例第78号

注 平成20年3月から沿革を付した。

改正 平成19年3月30日条例第27号 平成20年3月31日条例第15号 (趣旨)

第1条 この条例は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第137条及び社会教育法(昭和24年法律第207号)第44条の規定に基づき社会教育その他公共のために市立学校の施設を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(使用申請)

第2条 市立学校の施設を使用しようとする者は、あらかじめ西東京市教育委員会(以下「委員会」という。) に申請し、許可を得なければならない。

(使用許可)

- 第3条 使用の許可は、委員会が学校長の意見を聞いて学校教育上支障がないと認め られたときに行う。ただし、法令に定めのあるときはこの限りでない。
- 2 委員会は、前項の規定による許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第4条 委員会は、使用が不適当と認めるときは、使用を許可しない。

(使用の停止等)

- 第5条 委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。
 - (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (2) 停止の事由が生じたと認めたとき。

(使用料)

- 第6条 使用料は無料とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、別表 第1に定める使用料を前納しなければならない。
 - (1) 校庭の夜間照明を使用するとき。
 - (2) 市外在住者が使用するとき。
 - (3) 企業等が従業員のために使用するとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めるとき。
- 2 前項ただし書のほか、別表第2に定める施設については、同表に定める使用料を 前納しなければならない。

(使用料の減額又は免除)

- 第6条の2 委員会は、特別の理由があると認めたときは、前条で定める使用料を減額し、又は免除することができる。
- 2 前項の規定により使用料を減額し、又は免除する場合の基準及び減額することができる額は、委員会が規則で定める。

(使用料の環付)

- 第7条 すでに納めた使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。
 - (1) 使用者の責任でない理由により使用できないとき。
 - (2) 使用前に使用の許可の取消しの申出をし、委員会が相当の理由があると認めたとき。
 - (3) 委員会が使用の許可を取り消したとき。

(原状回復の義務)

第8条 使用者は、施設の使用を終了したとき、又は第5条の規定により使用を停止 されたとき、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に復さなけれ ばならない。

(損害賠償)

第9条 使用者は、施設に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。 ただし、委員会がやむを得ないと認めたときは、賠償額を減額又は免除することが できる。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が教育委員会規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年1月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に田無市立学校施設使用条例(昭和55年田無市条例第28号)又は保谷市立学校設備使用条例(昭和23年保谷市条例第30号)(以下「旧条例」という。)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、旧条例の規定に より使用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。
- 4 施行日の前日までに、旧条例の規定により使用の申請をし、施行日以後にこの条例の規定により当該使用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。
- 5 施行日の前日までに、旧条例の規定により施行日以後の使用の期間に係る使用料 を徴収している場合は、当該使用料は、この条例の相当規定により徴収したものと みなす。

附 則 (平成16年6月22日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の西東京市立学校施設使用条例(以下「新条例」という。) 第6条第2項及び別表第2の規定は、平成16年9月1日以後の使用に係る使用料に ついて適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 新条例第6条の2の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前 に使用を申し込み、施行日以後に使用する者にも適用するものとする。

附 則 (平成19年3月30日条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年6月1日から施行する。

(適用)

2 改正後の別表第2の規定は、平成19年7月1日以後の西東京市立けやき小学校及び西東京市立青嵐中学校の施設(以下「施設等」という。)の使用料から適用し、同日前の施設等の使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月31日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年6月1日から施行する。

(適用)

2 改正後の別表第2の規定は、平成20年7月1日以後の西東京市立保谷中学校の施設(以下「施設」という。)の使用に係る使用料から適用し、同日前の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第1 (第6条関係)

施設名	時間等	使用料 (1時間につき)
体育館	午前8時から午後9時まで	500円
会議室		
教室	午前8時から午後9時まで	400円
(1室につき)		
校庭	午前8時から午後9時まで	500円
	夜間照明料	1,300円

学校名	施設名	時間	使用料(1時間につき)	
西東京市立けやき小学			市外在住者が使用するとき、企業 等が従業員のために使用すると	
校	体育館		き、又はその他委員会の承認を得て使用するとき。	1,000円
			市内在住者が使用するとき。	500円
	会議室 特別教室 (1室につ	午前8時から午後9時	市外在住者が使用するとき、企業 等が従業員のために使用すると き、又はその他委員会の承認を得 て使用するとき。	500円
	き)		市内在住者が使用するとき。	100円
	視聴覚室兼講堂	午前8時から午後9時	市外在住者が使用するとき、企業 等が従業員のために使用すると き、又はその他委員会の承認を得 て使用するとき。	700円
			市内在住者が使用するとき。	300円
	校庭	午前8時か	市外在住者が使用するとき、企業 等が従業員のために使用すると き、又はその他委員会の承認を得 て使用するとき。	500円
西東京市立			市外在住者が使用するとき、企業	
青嵐中学校	体育館	ら午後9時	等が従業員のために使用すると き、又はその他委員会の承認を得 て使用するとき。	1,000円
			市内在住者が使用するとき。	500円
华	会議室 特別教室 (1室につ	午前8時から午後9時	市外在住者が使用するとき、企業 等が従業員のために使用すると き、又はその他委員会の承認を得 て使用するとき。	500円
	き)		市内在住者が使用するとき。	100円
	武道場 多目的室1	午前8時から午後9時	市外在住者が使用するとき、企業 等が従業員のために使用すると き、又はその他委員会の承認を得 て使用するとき。	700円
			市内在住者が使用するとき。	300円

校庭		午前8時か	市外在住者が使用するとき、企業 等が従業員のために使用すると	
	校庭	ら午後9時 まで	き、又はその他委員会の承認を得	500円
			て使用するとき。	
西東京市立			市外在住者が使用するとき、企業	
保谷中学校		午前8時か	等が従業員のために使用すると	1,000円
	体育館	ら午後9時	き、又はその他委員会の承認を得	1,000
		まで	て使用するとき。	
			市内在住者が使用するとき。	500円
			市外在住者が使用するとき、企業	
		午前8時か	等が従業員のために使用すると	500 M
	多目的室	ら午後9時	き、又はその他委員会の承認を得	500円
		まで	て使用するとき。	
			市内在住者が使用するとき。	100円